

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成28年4月21日（木）午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第2中会議室
- 3 参加者等

司会者 鈴木 巧（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 室橋 雅仁（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 宮地 佐都季（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 今村 智仁（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 外ノ池 和弥（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 小林 正憲（第二東京弁護士会所属）
弁護士 河崎 夏陽（東京弁護士会所属）
弁護士 大山 京（第一東京弁護士会所属）

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。本日は経験者の皆様には大変お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は本日司会進行を務めさせていただきます、東京地裁の刑事15部で裁判長をしております鈴木と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日の意見交換会ですけれども、事案としては自白事件で職務従事期間が比較的短かった事件の中から裁判員を経験された方にお集まりいただいています。ですから、テーマとしては、比較的短期間で終わった自白事件の審理の在り方という点について皆さんから御意見を伺うということになります。基本的には争いのない事件だったということですので、専ら刑の重さ、量刑が中心になったかと思います。そういう事件を担当されて、手続全体を通じ

て、この辺はちょっと分かりにくかったなとか、あるいはこの辺は非常によく分かりましたとか、この辺をもうちょっと工夫したほうがいいんじゃないかとか、そういうような辺りを、主にその審理の中身と、審理が終わった後の評議について皆さんの御意見を伺いたいと思います。この場には、裁判官、それから検察官、弁護士も傍聴していますので、辛口な意見も含めて、皆さんの率直な御意見をいただければ、今後、私たちも裁判員裁判の運用の改善につなげられるのではないかと思います。

それではまず、私のほうから担当された事件を簡単に紹介させていただきますので、その事件に参加されて担当された印象、感想、全般的なところで何でも結構ですので、1番の方からお一人ずつお聞かせいただければと思います。1番の方が担当された事件は、外国人の被告人が覚せい剤を水溶液にして日本に持ち込もうとしたというものでした。裁判員として参加されていかがでしたでしょうか。

1 番

私は何かとても最初からどきどき、どきどきしちゃって、内容を把握するというよりも、悪いことは悪いんだなというような感じはしましたけれど、その裁判が適当であるかどうかということは、裁判長が下されたことが当然なんだろうと思いますけれど、私の頭の中は真っ白だからというような思いでした。今回もそうなんですけど、こうやって皆様の前でお話しするということが一番苦手で。ごめんなさい。

司会者

ありがとうございます。それでは、2番の方が担当されたのは暴力団関係者の殺人未遂事件ということで、被告人が被害者と電話でやり取りしてる中で、自分の組織が侮辱されたというようなことがきっかけで殺人未遂事件に発展したという事件です。裁判員として御経験されていかがでしょうか。

2 番

全般的な裁判員制度についてと実際に私が担当した事件についての感想なんですけれども。まず、裁判員制度については、もちろん開かれた裁判ということでこの制度がスタートされているということですので、参加させていただいてとても勉強にはなりましたし、裁判官、検察官、弁護士の思いもすごく伝わりました。本当に参加させていただいてよかったなと思います。全くこれに参加しなかったならば、非日常的な、新聞で読む程度のことしか興味もなかったですし、興味はあったとしても、実際に私自身が何ができるのかなということ常々考えてましたけど、参加してみない限りにおいては、何の私の知恵も力も発揮することができなかったと思うので、本当にこの制度をやっていただいて、勉強にもなりましたし、よかったと思ってます。次に、私が担当した事件なんですけれども、私はかたぎの世界の人間なので、決して知ることがないような、もっと言うと知りたくないような世界の事件だったんですけれども、一つ一つ、加害者とか被害者の証言などを聞いていく上で、暴力団関係者というよりは、人間が起こしてしまった事件なんだなということをすごく感じました。私たちが知らない世界でもあるので色眼鏡で見がちだったんですけれども、本当に人間の何というんですかね、悪の部分というものがこの犯行を起こしてしまったんだなということがすごく分かりましたし、そういった意味では暴力団員であろうが一般の人だろうが本当に紙一重なんだなということをすごく感じました。

司会者

ありがとうございます。それでは、3番の方が担当されたのは住居侵入、強制わいせつ致傷という事件で、玄関から住居に侵入して就寝中の女性にわいせつ行為をしてけがをさせたという事件です。では、全般的な御感想で結構ですのでいかがでしょうか。

3番

私はそもそも、もともとこの裁判員制度に参加してみたいとずっと思って

いまして、所属している企業でも仕事柄、部署のメンバー皆一度でいいから早くやってみたい、早く案内が来ないかなと思ってる人ばかりで、非常に私もうらやましく思われていたんですけれども。私は担当した事件とは別に、先に1度通知が来まして、最初そちらのほうに来たんですけども、8日間以上の拘束期間になっていたために、ちょっと繁忙期に当たっていて、8日間では難しいということで辞退させていただきました。2回目に来たのが今回担当した3日間の事件で、3日間であれば参加することもできるということで参加しました。今回、2回目に来たら強制わいせつの事件で、まさか強制わいせつで裁判員裁判になるとは思っていなかったもので、正直ちょっとびっくりしました。裁判員制度自体は有意義なものだと思うんですが、実際選任手続に呼ばれていた方も多いですし、いらした方全てに交通費を負担して、案内書を出して、通知を出して、採用された人に1日ずつの日当が発生してとなると、随分全国的にもものすごく金額がかかっている制度なんだなと、それが私として一番思ったところなんです。被告人本人も認めるような痴漢みたいな事件で、これで何十名の方を呼んでというのが、正直、金額的に何か折り合わないとか割が合わないなというふうに思ってしまったのが正直なところなんです。事件については、被告人本人も認めていましたし、私も聞いていて、ちょっと理解ができない思考回路の方を見てしまったなとか、ふだん生活していれば、このような正直な感想を聞くこともないだろうというような思考回路で、世の中にはいろんな人がいるんだなということを思いました。裁判長、裁判官も非常に丁寧に、理解できるように説明してくれて、私としても非常に参加してよかったと思っている制度ではありますが、当初申し上げたとおり、かかる金額としては、もう少し罪が重いものに絞ったほうがいいのではないかなというのが私の正直な気持ちです。

司会者

ありがとうございました。ちなみに、大体皆さんの担当された事件は、審

理自体は1日か2日ぐらいで終わって、その翌日に論告・弁論という検察官、弁護人の最終的な意見を聞いて、5日以内には判決というような日程です。次に4番の方ですが、4番の方の事件はたくさんあります。罪名で言うと、住居侵入、強盗致傷、それから覚せい剤と詐欺。詐欺グループに属していたという被告人ですが、その被告人が住居侵入し、強盗に入って、けがを負わせたというものでした。それから、詐欺を2件、それに覚せい剤を使用して所持をしていたというものでした。いろんな事件が入っていたということですけれども、裁判員を御経験されての御感想はどうでしょうか。

4番

まず、感想ですけど、裁判員候補者に選ばれて何十人かが集まりまして、その中で6人プラス2人で8人、その中に選ばれてしまったときの正直な感想は、仕事どうしようというものでした。朝から晩までなので、仕事に支障があるのは当然だったんですね。ですから、もうどうしようかなと思ったんですが、考えた結果、選ばれることはなかなかないんだからということで、やることにしまして、早朝に仕事をして、午後5時に裁判所を出てまた会社に戻って仕事するみたいなことで4日間過ごしました。なぜやるかと決めたのは、最初に日程が4日間とちゃんと来てましたので、4日だったら大丈夫かなと思ったからです。もしこれが8日間とか12日間とか、テレビでやるような大きな裁判で1か月も2か月もかかるといったら間違いなくお断りしていたと思います。4日間だったからできた。結果、裁判所は、最初のイメージと違いまして、懇切丁寧、サービス満点、本当に不満一つない対応をしていただいたなど、今でも、今日の1日をとってもそういうふうに感じています。これは本当にイメージが変わりました。それから、裁判自体もですね、本当に縁もゆかりもないものなので、実際に参加して、ああ、なるほど、裁判ってこういうものなんだということが本当に分かりました。もし裁判員候補者に選ばれたら、無理してでも是非参加するべきであると思います。さっ

き3番の方がおっしゃってましたけど、世の中には本当にいろんな人がいて、ちょっと衝撃を受けることも多いですし、今回、後で出るかもしれませんが、少年が共犯だったので、その共犯の人も証人に来て、ちょっといいかげんな証言をしていましたので、そういうのを含めても、ああ、世の中にはいろんな人がいるなというのを改めて感じました。結果、是非参加するべきだとみんなに訴えたいというのが全般的な感想になります。

司会者

ありがとうございます。それでは、次に5番の方の担当された事件は殺人未遂で、母親が長男を殺害しようとして未遂に終わったというものです。どうも家庭内でいろいろ事情があったようですし、被告人自身も軽度の障害があったり、ストレスがあったというような事件でした。いかがでしょうか。

5番

まず最初に最高裁判所から封書がどんと来て、今年の裁判員に選ばれる可能性がありますというのが来て、えっと思っていたら、実は同じように来た友人がいて、その者が先に裁判員を経験して、どんな流れでやるかということは既に知っていました。でも残念ながら今年は選ばれないかなと思っていたら、今年分として手紙が来ました。私自身はやりたかったので、日数が短かったということが非常に一つやれる決め手になりました。私の場合は契約社員なので、まず特別休暇が取れるかということから会社に確認して、それで契約社員でも特別休暇が取れるということが分かりましたので、だったらやりましょうということで、やることにしました。全般のことで言うと、補充裁判員の方が1人しか選ばれていなかったものですから、悪天候の中、皆さん非常に来るのに苦勞されて、ようやく5人の裁判員の方がそろい、補充裁判員の方が1人しかいらっしやらなかったのも、一応これでようやく裁判が成立するなということで、裁判長がほっとされていたのがすごく印象的でした。天候により、交通機関が結局駄目になる可能性もあるので、やはり

補充裁判員は2人は選んでおいたほうがいいのではないかなというのが一つまず感想としてはあります。それとあと、事件そのものに関しては、被告人がお子さんと2人でずっと長く生活してきた、何の問題もなくお子さんもきちんと育てていたにもかかわらず、親離れをするのにお母さんが対応できなかったというのが多分この事件の背景にあるというふうに思っておりますし、今回の事件が起きて初めて被告人は実は通常よりも知的に低いというレベルが分かったということで、それまでは全く普通に生活をしていた方が、この事件をきっかけにそういうことになったというところは、ちょっと私としては、ああ、そんなもんなんだと思いました。要するに、一般的に普通の暮らしをしている方が、実はそういうちょっとした障害を裏で持ってるんだということが分かったのが、結構自分としてはびっくりでもあり、また、世の中、たしかさっきいろんな方からお話が出てましたように、いろんな方がいろんな気持ちを持って生きてるんだなというのを非常に感じた次第です。今回の事件そのものに関しては、納得した上での判決だったので、何の問題もなかったということと、それから先ほど裁判所の対応がよかったというのがありました。結構楽しくと言うと言い方が悪いんですけど、過ごさせていただきました。そういう意味で言うと、非常に経験してよかったなということと、私自身は3日間で、それこそ4日間ぐらいの裁判員裁判であれば、またやりたいと思っております。さすがに長くなると非常に難しいかなというのがあるので、長い事件は、やはり一般の会社員が休んでやるということは非常に難しいと思うので、その辺りは裁判員制度を考えていく上で考慮していただいたほうがよろしいのではないかなというふうには考えています。それだけです。

司会者

ありがとうございます。6番の方が担当されたのは殺人事件ですが、一緒に暮らしていた夫が、いわゆる無理心中で奥さんを殺害したという事件です。

お金のやり繰りとかそういったことが動機になっているということです。いかがでしょうか。

6 番

全体的な感想としましては、ちょうど時期もまだ忙しくないし、4日間であればよいかなど思って受けさせていただきました。私的には、東京都内に住んでいても、霞ヶ関で降りることはまずないだろうという、私からしたら非日常的なことを体験することになるであろうということの、挑戦心じゃないですけど、初体験みたいなことで、事案も、残忍性とか、凶器もナイフとかではなかったのも、そんなに精神的なストレスもないのかなという気持ちでした。会社にも協力いただければ休める範囲でしたので受けさせていただきました。4日間裁判所に通って、結局はその4日間でチームワークみたいのができるんですね。その方のどなたかにひょっとしたら会えるんじゃないかとか、そんなちょっと僅かな希望で今日来たら裁判官にお会いできたんですけど。だからいい経験を本当にさせていただいて、ここで意見が言えるかどうかはちょっと分かりませんが、とにかくいい挑戦ができました。事件そのものも、自分にとってもあり得る事件というか、全然考えられない事件ではなかったのも、これからのことを考える上でもとても参考になった事件になりましたので、参加してよかったなと思いました。ありがとうございました。

司会者

私が担当した事件なんですけど、遠慮なくどんどん言ってください。それでは、7番の方ですけど、7番の方の事件は強姦致傷です。携帯アプリで知り合った被害者を駅のトイレ内で強姦しようとして未遂に終わったが、けがを負わせたという事件です。いかがでしょうか。

7 番

これまでの皆さんと同じように、非常に貴重な経験で、とても楽しませて

もらったと言ったらちょっと語弊があるんですけど、とてもよい経験だったかなと思っています。ちょっと慣れてきた感じのところでもう1回やりたいなみたいな感じです。ヨーロッパとかだと1年任期があるみたいなことを聞いてたんですけど、日本の場合は1回きりの方が多いようなので、せっかく慣れたのに、何かまたやりたいなみたいなことでちょっと今思ってるような感じです。裁判員制度も今のこの国内のルールの中でいろいろと工夫をされていて、急に集まった寄せ集めのメンバーって、なかなか本音を言うような活発な議論って難しいのかなと思ったりもしたんですけど、いろいろと裁判官が工夫をして、一緒にお昼御飯に行ったりだとか、休憩中にいろんなぎっくばらんな話をしたりだとかいろいろと工夫をされているので、とてもすばらしいなというふうに感じました。事件のことについては、最初に冒頭陳述というか全体の概要を聞いて、そのときに思った印象、これぐらいの量刑なのかなという直感的な素人としてのイメージと最終的に出た判決というのが、私的には結構ずれていたような気がしました。守秘義務があるので、裁判員をやった話を友人とか知人に、あんまりどんな議論がされたかというのは話せないの、そこはちょっと話したくなっちゃうんですけど、そこを止めるのに苦労してるんですけど、守秘義務に反しない程度に事件の内容と判決という話をちょっとすると、結構皆さん、そんな判決なんだということで、私の最初に思ったイメージと同じようなギャップを感じるような事件でした。裁判員制度って素人の意見を反映するというのが一つの目的なのかなと思っていたので、結果として、話合いの中でプロの方と一緒に議論をしていく中で、いろいろと最終的にきちんとロジカルに判決が決まっていくということをする、結局そういうプロセスを経るわけですので、素人の裁判員がそこに入る意味があるのかなというのが、最終的にちょっと疑問に思ったというようなことを全体的な印象として感じております。

司会者

ありがとうございます。それでは、最後に8番の方ですが、8番の方の事件は強盗傷害ですね。強盗傷人ということで、通行人からお金を奪おうということで強盗を働いてお金を奪い、けがを負わせたという事件です。いかがでしょうか。

8番

まず、まさか私のところにこの裁判員の通知が来るとは思ってもみなかったものですから、来たときに結構迷ったんですけども、ただ、気持ちの中では少しやってみたいという気持ちもなくはなかったです。一番よかったのは、職場のオーナーが、そういうことはいいことだから是非手伝ってきなさいと、すごく喜んで参加させてくれたことです。おかげで私も思いきり参加することができたことを今でも感謝してます。それで参加した結果、非常に私も貴重な体験ができたことをよかったなと思ってます。それで事件に関してなんですけれども、この事件は、強盗ということでしたけれども、結局被告人はお酒が好きで、お酒を飲み過ぎて、一晩中飲んでから起こしたというような事件だったものですから、すごいなと思ったんですが、年齢がまだ若く、一体いつから飲んでたのかなと思う事件でした。終わってみて何よりもちょっと私が残念だったのは、その後知ったことなんですけれども、この事件はどうも最高裁のほうに行っただけで、それがちょっと悔やまれました。

司会者

控訴されてということですね。ありがとうございました。それでは、全般的な感想を皆さんに伺い、少しお話ししていただいて緊張も若干解けたのかなと思います。これから少し具体的な中身についてお伺いしたいと思うんですけれども、大きく分けて、法廷で行った審理の中の場面と、それからもう一つは、終わって評議室に戻って評議をされたと思うんですが、評議の場面、その二つに分けてお伺いしようかなと思います。まず、法廷の場面ですけれども、手続の流れでいきますと、まず冒頭陳述というのがあったと思います。

一番最初に法廷に入って、起訴状を朗読して、その後、検察官、弁護人がそれぞれ、A4で1枚とか2枚ぐらいの紙を用いて冒頭陳述をしたと思います。この事件はこういう事件ですと、これから証拠調べを行いますけれども、こういうところには是非注目して見てほしいというような事件の見立てと聞いていますか、そんな話があったかと思うんですが、大体覚えていらっしゃるでしょうか。その冒頭陳述を聞いて、事件の概要あるいは証拠調べのポイント、どういうところを中心に見たらいいのか、その辺は分かりやすく理解できたかどうか、あるいはこういう工夫があってもよかったんじゃないかとか、もしそういうのがあればいかがでしょうか。

5 番

まず、私の事件は、母親の息子に対する殺人未遂だったんですけれども、もう本人が認めているし、本人が、母親のほうが救急車を呼んでますので、いわゆる罪の重さだけのものだったので、そういう意味では非常に分かりやすかった事件だったと思います。ただ、先ほどちょっと申し上げたように、いわゆる障害があるということがこの事件をきっかけに分かったということがあるのと、あと息子さんからしてみると、今まで仲よくずっと2人で過ごしてきたお母さんが、自分が寝ているときに首を絞めるとか刺すとかということは、なぜだか全く分からないと、そういう不可思議さみたいな、事件そのものははっきりしていても、その事件を起こした人、それから被害者にとっては、すごい不可解、お互い多分不可解なんじゃないかなというふうに思います。その辺りは事件を実際やってる中で非常によく分かっていきましたし、こういうふうに何と何なのか、いろんな人がいていろんなところでやってるんだなというところがあったので、冒頭陳述に関しては特に何も問題はなかったと思います。証人の中で、今後の生活をどうしていくかという、ソーシャルワーカーの方がいらしたんですが、そのソーシャルワーカーの方が非常にしゃべりまくる方で、評議室に戻るとその方の話題で持ちきりになり、

それ自体で裁判に影響があったわけではないんですけれども、今後もその方々がいかに生活をしていくかというところで、そういういろんなソーシャルワーカーの方でも複数の方が入って、やはり生活再建をしていくべきであろうなというところは意見として持っています。

司会者

起訴状を見た段階では被告人の精神状態とかというのは全然分からないんですね。

5 番

全然分からない。

司会者

弁護側の冒頭陳述を聞いて、被告人にはそういう事情があるんだなと分かったのでしょうか。

5 番

はい、そうですね。理由、事情があって初めて分かったということで、精神科の先生がそういうことでいわゆる精神鑑定をして、実はこういうことがありますと。特に一般的な生活をする上では分からないけれども、ちょっと判断を求められるようなことだと弱いけれど、ルーチンワークだったら全く一般の人と変わらないと、そういうことだったので、証人調べをしていく間にそういうことが分かっていって、いろんな人がいるんだなということと、それから、やはりいろんな証人の方を呼んで、そういういろんな方面から意見を聞くということが非常に大事なんじゃないかなというふうには感じました。

司会者

ありがとうございます。ほかの方いかがでしょうか。では、2 番の方。

2 番

私の事件の冒頭陳述についての検察側と弁護人側のほうの感想なんですけ

れども、基本的に私の事件の被告人のほうはですね、しっかり殺意を持ってやりましたということをもうはっきり認めてるんで、5番の方と一緒に量刑云々という話だとは思うんですけれども。ただ、被告人がやったことありきでスタートしてるためなのか分からないんですが、検察側のほうの冒頭陳述は、事件の概要しか全く分からなかった。具体的に言うと、ナイフで刺してるんですけれども、その凶器自体も見つけてないというような形で裁判がスタートしてるということです。それと、弁護人のほうなんですけれども、これは加害者のほうといいますか被告人が暴力団員なので、自分の生い立ちだったりだとか、いわゆる世間とは違った考え方をしてる、自分たちの考え方をしてるということをよく理解してる弁護士を雇ったんだと思うんですけれども、非常に高齢なこともあって、聞いててですね、論点が全く見えない。冒頭陳述についても、被告人の生い立ちとか、なぜこんなことをやってしまったかということ言うばかりで、この人の人となりと言っているということしか冒頭陳述というのが出てきてなかったんです。正直言ってこれが初めての経験なんで、皆さんの事件ではどんな形で進められているのかも全く分からないんですけれども、それによって随分私たち素人からするとその裁判の当初の印象がまるで違ってくる。この冒頭陳述だけを聞いた限りにおいては、最終的に結論を出すに至っては、正直なところ、その検察官と弁護人が言ったことを踏まえた上で何か判断しようという気には全くなりませんでした、正直言って。最終的には加害者である被告人が、本当に正直にありとあらゆることを証言してくれたので、その事件の概要がよく分かり、量刑についても滞りなく判断ができたんじゃないかなというふうには思ってますけれども。少なくとも検察官は、事件ありきではなくて、もうちょっと裁判員のほうに事件概要が分かったりとか、その動機的なものが、なぜそこで起こったのかということ、A4の紙ぺら1枚でしかなかったんですけれども、もう少し冒頭陳述で当初のほうから説明していただければなというふうに思った次第

です。

司会者

冒頭陳述の意味合いについては、恐らく裁判官からも冒頭陳述というのは証拠そのものじゃないですよと、最初に検察官、弁護人が事件の見立てみたいなものをお話しするんだと、そんな話はありませんか。

2番

はい。

司会者

要するに、これから実際に証拠調べをやる上でどこに注目してほしいか、検察官、弁護人がそれぞれポイントというか道筋みたいなものを示すというそういうものなんだと思うんですけども、そういう意味で、例えば詳し過ぎた、あるいはもうちょっとポイントを示す簡単なもののほうがよかったとか、あるいは検察官、弁護人のそれぞれの言いたいポイントがちょっと分かりづらかったとか、その辺はどうですか。

2番

当初、裁判官から冒頭陳述について、それに引きずられることがないようにというふうには説明をちゃんといただきましたけれども、冒頭で申し上げましたけれども、被告人がやりましたと、どうぞ重い刑に処してくださいと言ってしまってるんですよ。その中で、いわゆる検察官にしても弁護人にしても、ここに注目してその量刑をというような話ではなかったですね、正直言って。

司会者

事案の概要を少し詳しく説明するというような、そういう感じでしたか。

2番

申し上げましたけども、審理を続けていく上で、なぜこういうことになったのかということが詳らかになったんでよかったんですけども、当初の段

階においては、検察側にしてもそうですし弁護人のほうにしてもそうなんですけれども、いわゆる暴力団同士のけんかみたいなもんだよと、痴話げんかみたいなもんだよという形の中で、加害者のほうがかつとなって、ちょっとばかにされたもんだから、被害者のところに行って殺してやろうと思って、わざわざ被害者のところにあつたナイフを持ち出してきてということで、強い殺意というふうには検察官は言っていました。じゃあ、強い殺意であつたとするのであれば、どこかで包丁でもナイフでも買って行って、最初から殺してやるぞと行って行くはずなのにもかかわらず、そのナイフは買っていきませんでしたし。そこが注目点なのかなと思つたら、注目点でもなかつたということですね。

司会者

先ほど7番の方が何か冒頭陳述での最初の印象みたいなお話をされてましたよね。どうですか。冒頭陳述を聞いて、証拠調べのポイント、これからどういうことに注目したらいいか、その辺のイメージというのはつかめましたか。

7番

今回の私の事件では、事件自体争いがなかつたので、正直、検察側の話私たちがうのみというか、そっちの話を受け入れる形で話を聞く感じでした。説明は、冒頭陳述は割と分かりやすいA4で1枚でまとめていただいたものを配っていただいて、検察側のほうは、まあ分かりやすいかなと思つたんですけど、弁護人の方がちょっと、私はサラリーマンで会社の資料とかいろいろ作ったり見たりする機会があるんですけど、このレベルの資料を出してくると出し直しだなみたいな雰囲気、ちょっと分かりづらい冒頭陳述の資料だったので、正直私たちもあんまり弁護側のほうに肩入れする気持ちにもならないみたいな感じだったので、正直ここはちょっと印象が分かれた点だったのかなというふうな気がしました。

司会者

やり方の問題ですけど、弁護人の中では例えば書面なしで、私の言うことだけ聞いてくださいと、こういう冒頭陳述というのはありましたか。皆さん、書面が用意されていたということによろしいですか。それでは、今度は冒頭陳述が終わって、証拠調べに入った、この辺りについてお伺いしたいと思います。冒頭陳述が終わって、恐らくちょっと休憩が入って、それから今度は検察官が証拠で立証をしたと思います。争いのない事件といっても、やっぱりこの事件はこういう経緯でこういう動機でこういうふうな状況で犯罪が行われてどういう結果が生じたというのを検察官がパワーポイントとか図面とかを用いながら証拠を調べたと思います。この辺りはいかがでしたでしょうか。詳し過ぎたんじゃないかとか、何か気づいた点はございますか。どうぞ、2番の方。2番の方の事件は、複雑といえば複雑な事件でしたね。

2番

証拠を提示するというのは検察側のほうなんですけれども、A4で1枚の論告要旨の中の動機的なところの中に、僅かな金額の要求で被告人のほうで逆上したと、一つの要因ですけれども、ということが書かれてるんですけれども、正直言ってその後のですね、最後のというわけじゃないですけれども、被告人質問の中で、そんな僅かな金額を要求されただけで逆上するわけないだろうというような話が実は出てきてるんですよ。だとすると、検察官は何を聞いてこれを私たちに訴えたかったのかなというのが、ちょっと非常に不明な点なんですよね。それと先ほども言いましたけど、凶器はナイフなんですけど、それも探さないで、傷口を見れば刃渡り何センチだとかというような、正直、ナイフの刺し傷だというのは分かりますけれども、凶器となるものも見つけないで、被告人が自分はやったからというようなことに乗かって裁判を本当にやっていいのかなというのがすごく疑問にずっと思っていました、正直言いました。

司会者

凶器がどうしてないのかという辺りは、何か検察官の立証の中で、例えば探したけど見つからなかったとか出ていたのでしょうか。

2番

検察官のほうからは、凶器がないということは一言も言われてません。

司会者

ただ、証拠としては出てなかったということなんですか。

2番

結局のところ探し出せなかったから、そのことについては検察官は触れてないんです。

司会者

ほかの方はどうでしょう。

5番

私の事件ではですね、実際に殺人未遂に使われた凶器そのものは見せてももらっています。自首してますので、当然警察に通報した際の録音テープを聞かせてもらいました。それから、いわゆる首を絞めようとしたロープの写真とか、実際ここで刺したというようなものは全て見せてもらいましたので、そういう意味では比較的証拠としてはきちんとそろっていて、私たち裁判員としては分かりやすかったというふうに思っています。

司会者

ありがとうございます。事案によっていろいろ差もあるとは思いますが、もうちょっと進んで、恐らく書面による証拠調べの後に、事件によっては証人尋問になったというのが結構あるかと思います。証人といっても、先ほど出てきましたように、いわゆる臨床の精神科医みたいな証人という事件もあるでしょうし、あるいは被害者ですとか、先ほど共犯者が来て事件のことについて話したという事件もあったと思うんですが。まず、被害者とか

共犯者とか、事件の内容について話をしたような証人、この証人尋問はいかがでしたか。話自体分かりやすかったか、あるいは検察官、弁護人の質問はどうだったか、あるいはその証人の話を聞いて事件の内容についてより理解が深まったのかどうかという辺りでいかがでしょうか。

6 番

私のほうは、もう争うことは刑の重さぐらいだけだったんですけど。福祉事務所の方が証人に立たれたんです。このことはよかったと思うんですけど、私たち裁判員の中では、旦那さんが奥さんを殺したことによって、旦那さんの生真面目さとか、そういう状況とか性格とかは分かってたんですけど、何か被害者であった奥さんの人柄を、私たちは被告人には聞いたんですけど、そのことに関しては意外と弁護人のほうから出てこないし、私の中では今でも被告人の顔は覚えているんですけど、奥さんの顔とか人となりとかは想像してるだけです。できるなら、生活保護を受けて生活をしてる中で何が困窮したのか、奥さんのお金の使いっぷりはどうだったかということを知る意味でも、証人として奥さんの遊び仲間に証言してもらい、奥さんの人なりをもうちょっと知ってれば、もっと旦那さんに関して分かったんじゃないかなとか思いました。亡くなったときの凶器とか部屋は見せていただいたんですけど、結果的に奥さんの顔は想像の中でしかなくて、全く分からなかったのです。逆に考えると、殺されたその写真は出てこなくても、生前の顔なりはどうだったのかなという、奥さんの人なりを本当にみんな知りたかったなと思いました。

司会者

これは区役所の生活保護の担当者が来て、生活保護の状況ですとか日頃の被告人とのやり取りを証言したということですね。

6 番

はい。

司会者

被害者を知ってる人について、もう少し証人で来てもらってもよかったかなど、そういう御趣旨ですか。

6 番

そういうので来ていただければ、殺害に及んだ旦那さんの気持ちなりがもっと分かったのかなと思いました。

司会者

ありがとうございました。そういう意見でも結構ですけど、例えば自分の事件でこういう人がもし証人に来てくれればもう少し事件のこういうところが分かったかなというような御意見でも結構ですし、あるいは実際に証人で来てもらい、よかったとか、そういうお話でも結構ですけど、いかがでしょうか。では、3 番の方どうぞ。

3 番

私の事件はわいせつ行為だったので、わいせつ行為を更生するような施設の方が証人としていらっしゃったんですけども、実際に被告人が今までに幾つか事件を起こしていて、示談金とかも何回も用意していて、もうお金が全然ありませんよと、今回も示談金が少ないがために示談が成立しなかったんじゃないかと言われている中で、お金を払わなければ参加できない施設の方から説明されてるんですが、実際私たちのほうでは、ここに入れるお金がないんじゃないですかと説明されてますし、実際こういうような方が更生するにはこういう方法があって、何かずっとこういうふうに通っていてというのを説明されてますけど、その施設に入るお金があるとは思えないので、現実味がない説明をする証人の方がいらして、いらっしゃってる意味が結局あるのかなと感じました。弁護人が証人として呼んだのはちょっとあんまり効果がなかったのかなというふうには感じました。お母さんが、今までずっと話をしていなかったしというようなことをおっしゃられて、これから

見守っていきますとは言ったものの、被告人本人も直す気もない、悪いと思
ってない感じでしたし、止めようがないので、病気で、治す可能性があるん
だよみたいなことを弁護人が言いたいのは分かるんですが、実際それも、ま
あ上滑り感というのがありました。先ほど7番の方がおっしゃっていたとお
り、弁護人の資料については、私もこれだったら出し直しだなというような
資料しか出てこなかったし、犯罪そのものについても、これが悪かったとか、
こういうような点が悪かったじゃなくて、こうすれば治るかもしれないです
よねというような希望的観測しか言っていなくて、今回の罪に関しても、そ
の罪状に対しての何かコメントは、病気が治れば周りの人も被害に遭わなく
て幸せですというもので、証人の選択はもうちょっと現実味のあるほうがよ
いと思います。

司会者

3番の方の事件では臨床心理士の方が出てきて、今後の被告人の治療みた
いな、再犯防止という意味で証言されたということなんですね。

3番

実際裁判員から、被告人本人がお金が続かなくて通わなくなったらどうな
るんですかと聞いたら、私たちは通わなくなっただ方は分かりませんというよ
うな回答だったので。

司会者

ありがとうございました。先ほど4番の方の共犯者の少年が証人で来たとい
う、それはどうでしたか。

4番

私が担当させていただいたのは、被告人が強盗致傷と覚せい剤と詐欺です
ね、いろいろやってるんですが、強盗致傷のときの共犯者が少年で、証人と
して呼ばれて、つい立てして傍聴席に見えないようにして、もちろんこちら
には向いてるので、このとき私たちは一部始終見てたんですが、検察官が尋

問し、弁護人が尋問するんですが、当初被告人が供述していた内容とやっぱりその共犯者が全く違うことを言ってるということが聞いている私たちでも被告人や弁護人の顔つきを見たらよく分かりました。被告人は、とにかく反省をしていて、初めから泣いていて、気持ちはすごく伝わりました。離婚した奥さんがいて、その奥さんも証人で呼んだんですが、被告人が断わってるんですね。自分なんかのために来てもらうなんていうのは申しわけないと、私たち裁判員にも、こんな自分のためにみたいなことをいつも言ってました。そんな感じで、うそじゃなく反省してるんだ、更生するんだ、覚せい剤なんかもう絶対手を出さないんだというようなことを一生懸命訴えてはいましたので、それは態度からして感じたんですね。強盗致傷なので被害者のことを殴った殴らないという話になるんですけども、被告人は殴ってないと言うんですね。でも、共犯者の少年は殴ったと言いました。私たちは、評議室に戻って、このことについてももちろん話し合いましたが、今回の私たちの裁判では事実よりも量刑であると、そこが争点であるということをはっきりと示されていまして、その事実に対して真剣に語り合うことはなかったんです。ただ、これは何のための証人だったんだろうという疑問はずっと今でも残ってる感じですね。それから、その奥さんが来てもらうのを被告人は断わりますので、そういうところ、要するに刑を軽くしようという気が全くないんですね。反省して。もう全部受けるんだと。そこら辺のところ、この証人尋問ということについては、私たちがやった裁判では、意味がないということはないですが、何だったんだろうという疑問が今でも残っています。さっきの話に戻るんですが、世の中いろんな人がいるんだなということ、年に関係なくですね、それはすごく痛感したというのはみんなが言っていました。

司会者

この共犯者が来て証言したことで、例えば被告人と共犯者2人の関係はどんな感じなのかなとか、役割はどっちがどういうことをやったのかなとか、

何かリアルに実感できたとか、そんなようなことはありましたか。

4 番

検察官がですね、さっきの話にちょっと戻りますが、時系列でものすごく詳しい資料を作ってくれてました。それに対して弁護人は本当に文章だけ。その時系列で、各共犯者とか被告人の役割とかというのが、検察官の説明ではとてもよく分かりました。場面場面の写真、それから鼻血を出して血だらけになった被害者の写真もしっかりと見させてもらいましたし、こういうふうに殴ったとか、検察官がすごく詳しく説明したので、役割はよく分かりました。ところが、呼んだはずの証人の発言がちょっと違っていたので、結局被告人は、一言で言うと、何であんなこと言うんだろうと今思いましたということも言っていました。役割という意味ではよく分かったんですが、ああいふ証言をするようなことになっちゃうと、証人って何だろうなど。ちょっと特殊な例かもしれませんが。

司会者

分かりました。ありがとうございます。例えば1番の方の事件ですと税関職員の方が来たり、2番の方の事件ですと、これは被害者と警察官が証人に来たんですね。

2 番

私が担当した事件ではですね、結果的に証人に来たのは警察官なんですね。被害者が刺されて自分で車を運転して警察署に駆け込んだもんですから、そこで一番最初に担当された警察官が証人として来られてます。4番さんもおっしゃってましたけれども、彼を呼んだ理由がよく分からなかったです、正直言って。それとは別にですね、本当は呼んでいただきたいかった証人というのが2人います。まず、被告人の弁護的な意味合いでの証人というのが、舎弟みたいな人で、これは被告人が動機の一つとして言ってるんですけども、もともと被害者のほうが覚せい剤をその舎弟に売ってたんですね。

その舎弟が、もうまともになるからと言ってきっぱりやめたと言ってるにもかかわらず、被害者のほうがそれを売りつけたということが被告人のほうの逆鱗に触れてるんですけれども。4番さんもおっしゃいましたけれども、その証人が来ていただけるのであれば、被告人の立場というのもよく理解できたんですけれども、被告人自体が断わってます。もう一人呼んでいただきかけたのは、今度は被害者側のほうの証人なんですけれども、実はその現場には被告人と被害者だけじゃなくて、もう一人止めに入った人間がいるんですけれども、それというのは被害者のほうの兄貴分といいますか、知り合いなんですね。これも暴力団関係者みたいな人間なんですけれども、その彼が、いわゆる被告人がナイフを振りかざして何回か刺してるんですけども、一応は止めに入ってるんですね。止めに入ってるにもかかわらず、被害者側のほうの弁護的な証人なんですけども、その方も一応呼んだんだとは思いますが、その2名はいらっしゃっていただけなかったんです。今回の場合は、被告人と被害者両方とも尋問をやっていただけだったので、両方の意見は聞けたんですけれども、通常ですと被害者は出てこられないと思いますので、両方の言ってることの食い違い具合というのを両方で判断できたんですけれども、もし被害者が出てきてないのであれば、今申し上げましたその2名の証人に来ていただけたほうが、非常にこの事件は分かりやすかったのかなと思います。ただ、裁判官からも言われましたけれども、実際に強制力はないですし、来てもらったからといって、まあ宣誓はしますけれども、正直に話してくれるかどうか分からないということだったんです。だとするのであれば、来なくても、検察官なり弁護人なりがきっちり話を聞いてきてるので、それで判断してくださいということは当然最初のほうには言われてるんです。ただ、気持ちとしては、実際に呼んでいただいて生の声でその方々の話を聞いたかったなというふうに思います。

宮地検察官

検察官の宮地と申します。東京地検の公判部所属ということで裁判を担当させていただいています。貴重なお話を承って本当に勉強になります。ありがとうございます。先ほど来ですね、証人で呼んでいただいてこういう方々の話を聞きたかったというお話が出てるんですが、仮に証人尋問ということになれば、やはりその分だけ時間がかかると思うんですね。そうすると、仮に例えば1日日程が延びたとしても、そういった尋問を是非してもらいたかったなという御感想なのか、その辺りはいかがなんでしょうか。

2番

正直申し上げまして、私自身は毎日会社に行ってるわけじゃなくて非常勤の役員なんで時間的にはあるんですけども、基本的な裁判としては、私個人的には何日かかろうがきちりとした裁判をやりたいなと思ってるので、証人尋問が長くなったことによって一日二日延びるということに関しては、私個人的には全く問題ないです。

司会者

もしほかの裁判員経験者の方から御意見があればお願いします。

6番

私のほうも先ほどの方と同じ意見です。1日に証人を2人ということは難しいことなんでしょうか。というのは、4日間のうちに証人が出たのが2日目なんですね。そのときは1名で、そのときにもう一人、亡くなられた奥さんの友人をお一人でも呼んでいただければよかったかなと思います。というのは、評議のときに、やっぱりその点がすっきりしなくて、弁護人としても、そういう方が証言してくだされば、もっと被告人に対して有利になって、評議したときに気持ちとしては検察側につくか弁護人側につくかみたいな自分の中での葛藤って出てくるんですよ。やっぱり、先ほどの方と一緒に、1日に2人が無理なら、1日延びて4日が5日になったとしてもよかったかなという、後悔はなかったのかなとは思いました。

司会者

3番の方をお願いします。

3番

私の場合は、当初から例えば証人が決まっていた、それが1日延びて5日間であるというような明示があるのであれば構いませんが、急に評議の中でこの人を呼ぶことになったので1日延期すると言われたら、その場合は、その証人の重要度がどれぐらいかにもよると思いますけども、それはもう呼ばなくてもいいんじゃないかと思ったと思います。実際、皆さんいらっしゃってる方が4日以内とか5日以内の方で、今回は認めているような案件が多いということだったし、やっぱり殺人で本当にその人が、その証人がいないと話が進まないような方であれば最初から確保していたらもちろんいいと思いますけれども、やはりその証人がどれぐらい関わって、それによって結果が変わるか否かという部分によって、今回で言うと恐らくいらっしゃったところで最後が余り変わらないというようなところであれば、1日延びるのであれば、私にはそれは、ちょっと業務の関係がありますから、最初から言っておいていただければという話になると思います。

司会者

小林弁護士、何かございますか。

小林弁護士

大変勉強になる御意見ありがとうございます。裁判員経験者の方々、皆様真剣に取り組んでいただいて、いろんな話を聞きたいというお気持ちになるということがよく分かりまして、我々弁護士としてもですね、どういう人を証人に呼んだらいいのかという意味で再度いろいろ掘り下げなければいけないというふうに感じております。先ほど6番の方がおっしゃっていましたが、被害者の奥様の関係者の証人の方はいかがでしょうというような御意見がありました。それはもっともな御意見だと思います。ただ、若干、

ふだん弁護活動をしていて慎重になるところがありまして、被害者の関連の方にまずアプローチすることがどうなのかというところがいろいろ思い悩むところでありまして。凄惨な事件になればなるほど、従来お感じになったことを率直にお話しただけかというような懸念もあります。さらに、裁判員裁判ということで皆様の貴重なお時間ということでかなり絞り込まなければいけないというような点もありまして、いろいろ思い悩んでいる裁判だったのではなかろうかというような感想を抱いております。それから、2番の方がおっしゃっていた、暴力団同士の事件ということで、なかなか難しい点もあるのかなというふうに思っています、改めて勉強になりました。ありがとうございます。私のほうからの質問ですが、冒頭のところで3番の方がおっしゃっていただいた、自白事件で事件が軽いものの事件について費用とか皆様の負担をかけるのはどうかという疑問をいただいたと思うんですけども、逆に、いきなり当たるのは重い事件ばかりでということに対するちゅうちよ的なものもおありなのかなというふうな想像をしていたところがありましてですね、逆に重い事件が当たると心理的な負担もそうですし、時間的な負担も増えることになると思うんですけども、その辺はもう少しお考えいただくとういう感想になりますでしょうか。

3番

基本的に私は参加すること自体、非常に興味がありますし、参加すると思うんですが。この一つの事件がという部分ではなくて、そもそも制度自体で、裁判員を導入すべき事件のラインのところですね。そこが、今回これが恐らく法律上、強制わいせつの致死というのが同じ法律に入ってるから無期になるんだということで裁判員裁判になったのではないかなと思っていたんですが。それだとしても、恐らくこれで求刑するとき無期なんて絶対出ないような案件について、例えば除外するとか。法律上はその最高刑が無期以上であるという部分を、もうちょっとそのラインのところを上げられないかと、

そういうのを、私自身が出席したいとかそういう問題ではなくて、ルールとして本当に3日間で完全に、懲役2年だよ、懲役3年だよ、もしかしたら執行猶予だねというところの裁判まで一般人を入れて裁判員裁判としてすべきような事案なのかというところをもう一度、制度としてお考えいただくのもいいのではないかなと私は思いました。それでも参加したいとかしたくないとかそういう話ではなくて、業務上空いてる時間であれば、8日間でも9日間でも私自身は出席したいと思っていますけれども。とても費用がかかってるなというのを私は感じるの、もう少し事案自体を減らすとか、本当に市民、一般人の意見を取り込む必要があるような事件に絞ることはできないのかというのが私の意見です。

司会者

ありがとうございます。

5番

ちょっと3番の方の話に絡んでですが、私の事件も先ほど言いましたように殺人未遂なので、やはり無期が入っていたために裁判員裁判になったというふうに理解してますけども、担当した今回の事件では、実際亡くならなかったということと、それからいろんな障害があったということはもう既に裁判員裁判になる前に分かっていたはずで、多分この事件そのものは執行猶予になりましたけれども、誰が考えても執行猶予になるだろうと、確かにそんなような事件だったんですね。先ほど、ソーシャルワーカーの方が証人としていらして今後の計画について話をされたということをお話ししましたが、実際にも執行猶予になるという、もう明らかにそういう刑が出るという条件のもとでの設定をされてたんですよ。もうそういう計画を立ててた。ですから、多分事件そのものが初めからもう無期懲役になるような話ではない事件だというふうに思いますので、たしか今3番の方がおっしゃったように、それに対してわざわざ裁判員裁判を、私自身は経験できたからよかったんです

けども、わざわざやる必要があったのかなということに関しては、ちょっと3番の方に同感するところがあります。

司会者

それでは、今ソーシャルワーカーの証人の話も出ましたけど、今回の皆さんの中でも、そういうソーシャルワーカーの方ですとか精神科のお医者さんですとか、被告人のそのときの精神状態ですとか、あるいは今後どういうふうに再犯をしないようにしていくかと、そういう意味の証人だったと思うんですけれども、少し専門的な話なんかも入ってきたり、事件の内容そのものとは違う話が出てきたんではないかなと思うんですが、この辺は分かりやすかったということでしょうか。

5番

それに関してはやはりプロの方だし、先ほど一番冒頭するときにお話ししたようにですね、もうソーシャルワーカーの方の何か独壇場みたいなような、しゃべり慣れ過ぎてるような方で、本当に私たちはこの方を更生してきちんと生活をさせてあげるんだということをすごく強調されていました。内容的にはやはり分かりやすい話の仕方をされていたので、言葉が分からないとか内容が分からないとか、そのようなことは全然ありませんでしたし、例えばこういう更生施設があって、こういうところにこうやって行くとか、それから一月に1回は必ず報告を上げるですとか、そういったようなことを、ソーシャルワーカーの仕事って分からないんですけれども、そういったことを比較的事細かく教えていただいて、こういう形で更生していくんだという、そういう計画を立てていくんだということは非常によく分かって。精神科の先生に関しても、私たち裁判員裁判で素人ですから分からないことが非常に多いんですけれども、持っている病気がもとでこういう現象が起きてこういうふうになっていくという、そういう流れに関して分かりやすく説明をいただいたということは、非常に私たち裁判員にとっては役に立ちましたし、

非常によく皆さん理解できたというふうに考えています。

司会者

ありがとうございます。この辺は、プレゼンみたいにして話をしたのか、それとも弁護人が一問一答みたいな形で質問していったのかどちらでしょうか。

5 番

プレゼンですね。ほとんどプレゼンテーションで、こういう計画を立てていきますので。一部は計画書みたいなものを映したりしてたかと思います。

司会者

それはそれで分かりやすかったと。

5 番

はい、そうですね。それに関しては分かりやすかったですし、そういう施設があるとか、あと住んでる場所によってここの施設に入りますとか、ここがいっぱいの場合はこちらに行きますとか、そういうような住んでる場所によってそういった更生施設というのがあるということも、割りかし分かりやすく説明をしていただけましたので、そういうふうな態勢になってるんだなということは非常に皆さん理解できていました。

司会者

ありがとうございました。3 番の方も臨床の方が来て証言されたんですね。

3 番

そうです。いらっしゃったのは、臨床の方です。

司会者

その話の中身自体が分かりづらいということは特になかったですか。

3 番

ただ、一般人が受け入れづらいようなことを、何というんですかね、私が担当した事件のときの被告人は、女性が無理やりされることを嫌だと思って

いないという考えを持っている人だったんですけれども。刑務所では男性ばかりで服役するので、そういう人は刑務所に入れても余り意味がなくて。女性が一般的にたくさんいるところで治療しないと意味がないんですよという話でした。そうなのかもしれませんが、実際に、例えばその証人が保護司だとかボランティアであれば、お預けしてということもあるんだと思うんですけど、実際に金銭が絡むようなところの方で、お金がかかりますよと、そんなに通えますかというところがあったので、幾らここでは立ち直った方が多いです、挫折した方はいませんと言われても、その説明自体は、確かに研究してらっしゃる方はそう言うだろうなと思いました。管理しても治りません、こういう人は女性がいるところでそれを我慢することによってどんどん覚えていくんですということだったので、確かに研究論文ではそうなるだろうと思いますが、現実問題としてそれを一般人に問いかけられても、イエスと言う人はいないんじゃないかなと思いました。それを分かりづらいとするかという、私としても分かりづらい、一般人に理解されづらいような意見だったと思います。

司会者

ありがとうございました。評議のほうの話もしたいんですが、もう1点だけ、少し別の問題ですけれども、今回の事件の中でも殺人ですとか殺人未遂ですとか、あるいはけがをしたような事件がありますけれども、証拠の中でこれはちょっと精神的にきつかったなというようなものがあったり、あるいはちゃんとこういう証拠は見たほうがいいんじゃないかとか、何でも結構です、そういった面での何か感想なり印象なりありましたらお願いします。2番の方が担当された事件は殺人未遂ですが。何かそういったような証拠というのは出てきましたか。

2番

私の事件については、証拠の中でですね、事件自体が路上で行われてまし

て、防犯カメラに全部じゃないんですけど、車の影から何度か見えることができたんですけれども、それがかなり何というんですか、私自身はそれがすごく、本当に殺意を持って行動されてるんだなということの客観的な事実として見れたということと、もちろん殺人未遂ですのでナイフで被害者の方の刺された箇所というのが、一部セピア色で加工してあったものもありますけれども、実際に傷口なんかも証拠の写真として見せていただいたんで、それもかなり相当、何というのでしょうかね、軽くこづくぐらいの形ではなかったなというので、客観的にやっぱり本当に殺意があったんだなということ判断できる材料になって、すごくよかったなというふうに個人的には思ってます。同じ裁判員の方の中には、ちょっと傷口がグロかったねという話も出ましたし、もう一つビデオのほうもですね、実際に殺意を持った人間が人を襲うということ自体が、ちょっと何というんですかね、気持ち悪かったとかです、やっぱり怖かったというようなお話は実際には出てました。

司会者

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。はい、6番の方。6番の方は殺人事件を担当されたんですよね。

6番

はい。殺人は殺人なんですけども、先ほども言ったように、ナイフとかではなくて電気のコードなんですね。奥さんを絞め殺したというのが。実際にその証拠の部分に触ったんですけど、後から考えたら、これ絞め殺したコードだよねということをお話しました。でも、それは私たちの中でナイフでなくてよかったみたいな変な話ですけど。そういうことですか、先ほども話したように、奥さんの顔が全く分からないので、絞め殺した跡とかそういうんじゃないくて、旦那さんがこう絞めたみたいな再現の写真は出てくるんですけど、実際には全く奥さんの影が出てこないんで、それが私たちに対して配慮したものなのかどうなのかということは後々残りますけど、今となってみれ

ば頭の中に残らないように、いい意味での配慮だったのかなとか、そういうことは考えます。でも、この先、別の事件の裁判員になったときにどうなんだろうということも思いました。だからどこまで見せて、どこまで隠したらいいのかも、自分は素人なので、全く自分なりの判断はできないなとは思いました。以上です。

司会者

この点は、ほかに何かよろしいですか。何かございますか。

宮地検察官

貴重な御意見どうもありがとうございます。そうすると、6番の方の事件だと、被害者が生前の御様子も含めてどんな方だったかということについての写真はなかったということなんですか。

6番

ありませんでした。お話の中で、患っていた病名とか、身長とか体重、あと年齢は出てくるんですけど、実際の顔つきですとか写真も全くありませんでした。生前も亡くなったときの様子も全くありませんでした。

宮地検察官

そうするとですね、事件が言葉だけで説明されていってしまうということで、非常にちょっとバーチャルな感じというんですかね。

6番

そうですね。

宮地検察官

想像の中だけで被害者の人となりを知らなくちゃいけないということだと思んですけど、やはり生前のお写真ですとか、ある程度ちょっと遠景ですとか、御遺体の写真にしても、あればあったでよかったんじゃないかと思う面もあるという、そういう御意見なんでしょうか。

6番

そうです。思う面もあるのですが、それは裁判員の中での配慮だったのかなという節もあって、結果的に見ないほうがよかったのか、見たほうがよかったのかは、自分でも本当に分かりません。以上です。

宮地検察官

ありがとうございます。

司会者

それでは、被告人質問についてもお聞きしたいんですが、時間が余ればまたもとに戻りますが、評議のほうに移らせていただいてもよろしいでしょうか。法廷で審理を終わって、最後に論告・弁論という形で証拠調べを振り返って、検察官はこの事件はこう見ますよと、求刑ということで何年が相当ですという話があって、弁護人としてはこの事件はこういうふうに見てほしいという話があって、それで終わって、評議に入ったと思います。犯罪事実自体に争いが無いということですので、評議の中心はどれぐらいの刑にするのかと、この辺だったと思うんですけども、評議の場面はいかがでしょうか。御自分の意見をしっかり言えたかどうか、あるいは評議はもう少しこういうふうにしたほうがいいんじゃないかとか、何かお気づきの点でもあればどうぞ。

5 番

殺人未遂だったので、検察官のほうは殺意を持って息子を殺そうとしたということで実刑を求めてきていたんですけども、被告人は自分の親権はもう外したということだったし、お金も必要な限り用意しますということで、息子さん自身もやはり唯一の母親に刑務所に入ってほしくないという、そういう意見を述べられていたということだったので、そういう状況のもとで実刑ってないでしょうというようなところは正直ありました。最終的に実刑を求めますということが検察側からの意見だったんですけども、検察のほうとしては重いほうにある程度行こうと思うんですけども、でもやっぱ

りちょっと違うんじゃないのというのが正直、素人の立場からすると感じられました。

司会者

皆さん自由に意見は言えたような、そんな状況だったのでしょうか。

5番

そうですね。

司会者

それでは、評議の具体的な中身には入れないところはありますが、どうでしょう。全般的な雰囲気などで結構ですけれども。

4番

私の担当した裁判は、先ほど申し上げたんですけど、強盗致傷と詐欺と覚せい剤ですね。三つ大きく分かれてるんですが、評議のほうは、先ほどの話じゃないんですけど、検察官が論告要旨で非常に分かりやすく書いていただいていて、強盗致傷は懲役何年相当である、詐欺は何年相当である、覚せい剤は何年相当であると。最後にですね、求刑は合算するとこれなんだけど、併合の利益というのが出てきて、ここで急に分からなくなりました。評議の場で、みんなで裁判長に説明を受けました。それでよく納得をして、ここで初めてですね、ちょっと今回の事件は三つが合わさってますので、どういふふうにやるんだとすごく議論をしました。裁判長のもとで本当に活発に意見が出ました。今でも覚えているんですけど、反省するのは当たり前であるから、そんなのは分かった上で刑を決めると裁判長はおっしゃってましたね。これはすごく印象的でした。あとは、活発に意見が出たんですが、全員が全員それで納得してるかといったら、それは心の中におさめてるんだと思います。でもそれでいいんだと思いましたし、個人的感情が少し入ってたのかもしれませんが、それこそ市民感覚だと思って考えておりました。そういった意味では、出た結論に対しては全員納得していましたので、それは議論を尽くし

た上での話だったからよかったなというふうに思っています。あとは、被告人が、本当に覚せい剤、また甘い言葉が来たら手を出さないのかというのがちょっと疑問だったんですね。幾らそうやって泣いても、反省してると言ってもですね、やっぱり1回や2回じゃないので。被告人本人はもう絶対やらないんだと。それをですね、裁判長にも私は話したら、法廷で質問してくださいと言われて、法廷で直接被告人に質問させていただく機会ももらいました。そういうことってあるのかと思いました。それは被告人もすごくびっくりしたんですが。

司会者

今お話が出ましたけど、刑の重さを決めるというところがポイントですので、恐らく裁判官からどこかの段階で刑の重さというのはこういう考え方で決めるんですよというような説明があったと思うんですね。まず被告人がどういうことをやったのか、その辺から見ていきましょと。反省とか、あるいは被告人に関わるような、被害弁償をしてるとかしてないとか、いろいろありますけど、そういうのはその後に考えましょみたいな、そんな説明がありましたでしょうか。その辺は、腑に落ちるような説明でしたでしょうか。3番の方どうですか。

3番

私の場合は執行猶予か否かというところがまず一番のところ、そこについてはなくなったんですけども、そういうふうになった後は、もう量刑になると、量刑データベースみたいなものが出てきて、それ自体、わいせつにしても、わいせつの結果のけがが単に転んだものなのか、けがの度合いが違うと思うんですね。今回私が担当した事件の場合は家にまで入って行って殴っている、ちょっと普通に道で抱きついて、結果転んじやったよというのと随分違うなとは思ったんですが。何か量刑を見せられて、もう執行猶予じゃないとなった後の量刑部分についての話合いは、ちょっと私は不十分だ

ったんじゃないかなと、そのときは感じました。

司会者

量刑グラフの話も後で聞いてみようと思ったんですけど、刑を決める際の考え方というのは評議の最初に説明があったんですか。それとも、もっと早い段階で説明があったんでしょうか。

8 番

私の場合は途中でありましたね。決めていく途中で。

司会者

途中で。評議より前に。

8 番

評議の前というか、評議が進んでいく中で。

司会者

早い段階で聞いておいたほうがよかったなということでしょうか。

8 番

必ずしもそれがいいかどうか分からないと思うんですよ。というのは、物事ってその状況のもとに変わるといってありますよね。最初からもちろんこうですよというのが大切なときもあるでしょうけれども、進んでいく過程において、それについてはこういうこともあるんですよとか、こうなんですよというのを聞くことによって、そのときに行き詰まったことが、急に、あっ、そうなんだ、じゃあこういうふうにしたらいいのかなというふうに開くときもあるんで、それに関しては私はどっちがいいというのは言えないと思うんですよ。

司会者

その場の状況に応じてタイムリーに説明してもらおうということもあるということですか。

8 番

ええ。私の担当した事件の被告人というのは、犯罪を犯してから、逮捕されるのが2年ぐらいたってるんですね。この事件を起こした半年後にやっぱり暴力事件を起こしてるんです。その事件はすぐ警察に捕まっちゃって、罰金払って終わってるんですよ。半年後に起こした事件では全く反省がなかったわけです。評議の中では、6人の裁判員の方たちがいて、同じものを見て、同じようにやってきてても随分考え方が違うんだというのがちょっと面白いなと思いました。

司会者

これは裁判所に対する御意見ということで聞くんですけど、量刑の考え方についても、もうちょっとこういうふうに工夫してもらったほうがいいとか、あるいは評議の進め方とかですね。裁判官に対する何かアドバイス、助言などがありましたらお願いします。

8番

先ほどもちょっと補充裁判員の方の話がありましたが、私のおきも2人いらっしやったんですけれども、いなければ困るのかもしれないけれども、本当にどれぐらい必要なのかなというのをちょっと感じたんです。結局何もすることがない。2人いらっしやって、1人の方は途中でもって抜けられたんですよ。抜けられたって、要するに、もう必要なくなるというと変な言い方ですけども、もうこのままいくから、だからもう結構ですみたいな感じで途中で抜けられたんです。2日ぐらいで。もう1人の方は最終日までいらっしやったんですけれども、その方が、何もすることないのに何で来なきゃならないんだというふうなことを言ってるんですよ。もうちょっと補充というのは何か考えられないのかなというのをちょっとそのとき思ったんです。

司会者

ありがとうございます。

5番

私の場合は、事情があつて、裁判員が来ることができず、結局補充裁判員の方に替わったんですね。そういう状況次第によっては、天候のこともありますので、やはり補充裁判員は必要かなと思います。今までその補充裁判員の方は後ろのほうに座られていて、結局被告人の顔も傍聴席の方々の顔とかも全然見えなかったんだそうです。その方が裁判員になって代わりに入って、法廷ってこうやって見えるんですねというふうに言われていたのが私はすごく印象的で、いわば、評議の中には入ってこられてたんですけれども、実際には法廷を見ることもできない後ろのところに座らされて、かつ、意見は当然その場では言えないわけですから、確かにその状況によって違うとは思いますが、私の場合はたまたま補充裁判員が活きたという例でもあるんですけれども、先ほど8番の方がおっしゃったように、補充裁判員の方からしてみると何で私ここにいるのという例が多いのではないかなと。そこは今後どうやって考えていくかというのは非常に難しいかなというふうには考えてはいます。

司会者

これはいろんなやり方があるんでしょうけどね。補充裁判員の方も通常の裁判員と同じように意見を言つてという、多分そういう裁判体もあるかと思っています。

5番

評議のときは入ってたんですけどね。

司会者

先ほどの量刑グラフの関係について若干お聞きしていいですか。量刑グラフなんかも評議の中でごらんになったと思うんですけど、あの辺の位置づけとか使い方で何か感じたところはございますか。

2番

グラフだけじゃないんですけども、評議のやり方についてはですね、裁

判官が懇切丁寧にそのグラフの使い方を説明していましたが、議論のほうもですね、皆さん活発に御自身の意見を述べられてたと思うんですけども、ただですね、率直な感じなんですけれども、冒頭7番の方もおっしゃられてましたけど、民意と専門家の量刑がちょっと離れ過ぎてるんじゃないのかなというのが正直なところですよ。これはしょうがないのかなと思ってるんですが、一番難しいところというのは、検察官が求刑をするわけですよ。弁護人にとってみるとその求刑が長いか短いかというところで弁護を始めると。その真ん中にいるのが裁判官ですから。基本的にあの表を見てみるとですね、求刑よりも判決が若干下なんです。それで控訴が行われれば、その判決自体が不当だと思うから大体基本的にはどっちかが、弁護人なのか検察官なのか、ちょっと分からないですけども、私の裁判については後々聞きましたけども、控訴がなかったということだったので、そういった意味では専門家の方々がバランスをとって、これぐらいの過去の判例に基づいて量刑に基づいてこの程度出してきてるんだらうなというのは、あのグラフをもって一目瞭然だったんですけども、正直言いまして私たち裁判員として参加している民意というのがどこまで量刑グラフに反映されてるのかなと思いました。要は、もう言ってしまえば、過去の判例に基づいた量刑でしか出てこないんだなと。ましてや、最終的に判決を決めるに当たっては、裁判官のうち、全員ではないですけど、最低2名でしたっけ。1名でしたっけ。要するに裁判員の方が6人いて、その方が6人懲役何年と言っても、裁判官が3人とも反対すれば、その刑は駄目だという話じゃないですか。要するに、過去は過去で判断された事例であって、今やってる裁判というのは今起こったことであって、それは時代とともに変わっていくわけですし、私たち裁判員として参加させてもらってるということに関して、専門家がやってた裁判に対して民意とのギャップを埋めていきたいと思いますということではじめられているのであれば、量刑グラフを見せるのがいいかどうかというのは、私はかなり疑問です

ね。なぜかという、裁判員自体6人いましたけど、あの表によってかなり引きずられている部分がありました。やっぱり裁判も時代とともに変わりますし、そのときそのときの判断でやっぱり何年という判決というのが行われていくというのが本来のあるべき姿なんじゃないのかなというふうには率直な意見としては感じました。

司会者

この辺は、グラフを見るときにどういう趣旨で見るとか、量刑というのは個別、もちろん具体的な事案にもよるし、ただそうは言っても公平の観点もあるみたいな、多分そんな説明はあったかとは思いますがね。かなり根源的な問題でしたが、率直な御意見をいただきまして、ありがとうございます。どうぞ、7番の方。

7番

私は、この量刑について評議しているときに、量刑グラフとかいろいろいただいて、裁判官の量刑を決めるルールみたいなのを聞きながらまとめていたんですけど、どうしても私は、被告人が今後、性犯罪だったんですけど、再犯を起こさないために、彼が更生するためにどういう刑を与えるとベストなのかというのをすごく考えていたんですけどね。ちょっとこれは言い過ぎなのかもしれませんが、被告人にとってどうするのが本人にとっていいか悪いかではなくて、犯した罪を償うというものが刑なんだというお話を伺って、そこがちょっと私が最初に考えていた量刑を決める前提とプロの方が決める考え方というのが大きく違って、多分そこで、私の感情が市民の一般的な感情かどうかは分からないですけど、そこにちょっとギャップがあったのかなというのは感じました。

司会者

はい、ありがとうございます。もう時間もなくなってきましたんですけど、検察官、弁護人から何かございますか。

宮地検察官

特にないんですけれども、評議の在り方、量刑の在り方ということについて本当に貴重な御意見を賜ったなというふうに思います。裁判員裁判がそもそも導入されたという経緯からしましても、専門家だけで決めるのではなくて、やはり市民の方々の感覚を、裁判に反映させるということだと思っておりますので、今承ったことを本当に貴重な御意見として参考にさせていただいて、今後の執務に活かしていきたいなというふうに感じました。ありがとうございました。

小林弁護士

弁護士の小林です。全く同じことではあるんですけれども、冒頭どなたかが素人として入る意味があるのかというようなことをおっしゃってた場面があったと思うんですけれども、本日のお話、大変皆様からの貴重なお話でして、我々ふだん携わってる人間にとっても勉強になることばかりでした。ですので、我々も含めて市民の方全員とこの制度をよくしていくことが大事だと思いますので、今後も貴重な御意見をいただけたらと思います。ありがとうございました。

司会者

いかがでしょうか。私のほうでこの点はというふうに限定した聞き方をしてしまいましたが、せっかくの機会ですから、ここだけは是非言っておきたいと、言い忘れたということがもしありましたら言っていただきたいと思います。よろしいですか。進行の不手際で、もうちょっと議論したいところもあったんですが、少し割愛させていただきました。ただ、非常に率直で貴重な御意見をいろいろいただきましたので、裁判員制度は平成21年から始まっておりますけど、本日のお話も伺いながら参考にさせていただいて我々も日々努力していきたいと思っております。本日はどうもお忙しいところお集まりいただきまして、本当にありがとうございました。

以 上